

仙台市より、中小企業者等の皆様にお知らせです。

事業所用クリーンエネルギー自動車導入支援補助金が受けられます!!

～国や県の補助金と併用できます～

募集

令和5年

12月
25日迄

乗用車

- ・電気自動車
- ・プラグインハイブリッド自動車
- ・燃料電池自動車



導入で

貨物自動車等

- ・電気自動車
- ・プラグインハイブリッド自動車
- ・燃料電池自動車



導入で

乗合自動車等

- ・電気自動車
- ・プラグインハイブリッド自動車
- ・燃料電池自動車



導入で

補助率について

補助率 補助対象経費の1/5

補助対象 車両本体価格に相当する費用

対象の事業者

- ①中小企業基本法に定める「中小企業者」
- ②医療法人、社会福祉法人、学校法人
- ③①・②に貸渡しをしようとするリース事業者

補助要件

- ・事業にのみ使用する自動車であること
- ・事業に使用する自動車を2台以上保有する事業者であること
- ・年間走行距離10,000km以上が見込まれる自動車であること
- ・現在使用している自動車を廃車し新規購入する自動車であること

最大 60万円

※詳細な金額は市ホームページをご参照ください。

区分	申請可能台数※	1台あたりの補助上限額
乗用車	2台まで	30万円
貨物自動車等 乗合自動車等	1台まで	50万円

※申請は1つの区分のみとなります。

※リース車両も対象となります。



※補助内容の詳細については、
市ホームページをご参照ください。

[https://www.city.sendai.jp/ondanka/jigyosha/
actionprogram/hojokin/cevjidousu.html](https://www.city.sendai.jp/ondanka/jigyosha/actionprogram/hojokin/cevjidousu.html)

対象となる事業者の要件の一部

- 「温室効果ガス削減アクションプログラム」に参加していること
- 自動車検査証の使用的本拠の位置が、市内の住所であること

お問い合わせ

仙台市 環境局
地球温暖化対策推進課

〒980-0802 仙台市青葉区二日町6-12 二日町第2仮庁舎

TEL : 022-214-8232 / FAX : 022-214-0580

事業者の皆様とともにアクション

「地球温暖化対策等の推進に関する条例」において、事業活動からの温室効果ガスの排出削減に関する制度を定めています。

温室効果ガス削減アクションプログラム (事業者温室効果ガス削減計画書等)

本市の温室効果ガスの約6割は事業活動によるものであり、これを削減することが重要であることから、温室効果ガスを一定程度以上排出しているなどの要件を満たす事業者の方は、温室効果ガス削減のための計画書等(事業者温室効果ガス削減計画書や報告書など)を作成し、市に提出していただきます。

- 要件**
- 原油換算1,500キロリットル／年以上のエネルギーを使用する事業所を設置する事業者
 - 温室効果ガスを3,000トン／年以上排出する事業所を設置する事業者
 - 市内で100台以上の自動車を所有する運送事業者

要件に満たない事業者の方も、任意で制度に参加いただくことが可能です。エネルギーコストの削減や、企業イメージの向上によるPR等にぜひご活用ください。

温室効果ガス削減アクションプログラムの仕組み



この制度に参加いただいた場合の支援

- 市職員と外部専門家が事業所などを訪問し、エネルギーコスト(光熱費、燃料費など)の削減についてアドバイス
- 中小企業者等の方向けに省エネ・再エネ設備や次世代自動車の導入に関し、補助を実施
- 優れた取り組みについて評価・表彰することにより、事業者の皆様の取り組みを幅広くPR
- 削減事例など、取り組みのお役に立つ様々な情報を提供

詳しい内容は、市ホームページ▶事業者向け情報▶環境保全からご参照いただけます。

お問い合わせ

仙台市 環境局
地球温暖化対策推進課

〒980-0802 仙台市青葉区二日町6-12 二日町第2仮庁舎
TEL: 022-214-8232 / FAX: 022-214-0580